

令和7年度 事業計画

建設業労働災害防止協会

— 目 次 —

I	令和7年度事業運営の基本方針	1
1	建設業における労働災害の現状と課題	1
2	建設業労働災害防止協会を取り巻く環境と課題	1
3	事業運営の基本方針	2
II	主要事業の概要と活動計画	6
1	教育事業	6
2	建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業	9
3	安全衛生意識の高揚並びに安全衛生管理ノウハウ等の共有化の推進	9
4	安全衛生教育用教材・用品の新規開発等と図書・用品販売ECサイトの構築	12
5	調査研究（開発）事業	13
6	専門家による技術指導・支援事業	13
7	中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業	14
8	ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業	14
9	高度安全機械等導入支援補助金事業	14
10	自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業	15
11	建設業における化学物質のばく露防止対策事業	15
12	その他	15
III	効率的な事業運営体制の整備等	17
1	体制の整備	17
2	事業の効率的運営	17
3	業務実績評価を踏まえた事業の改善等	17
4	内部監査	17
5	個人情報保護に関するコンプライアンス等	17
6	業務のデジタル化の推進及び情報セキュリティ対策の強化	18
参考	令和7年度 主要行事予定表	19
	支部事業計画	20

I 令和7年度事業運営の基本方針

1 建設業における労働災害の現状と課題

建設業は、地域のインフラ整備や災害時の復旧・復興工事の担い手として、国民生活、社会経済を支えるという重要な役割を担っている。

しかしながら、技術者・技能者の慢性的な不足、若手入職者の減少、高齢化の進展など、建設業を取り巻く環境は厳しく、働き方改革の推進など様々な取組が進められている。

このような状況の下、令和6年の建設業における死亡災害は、232人と前年比で9人（4.0%）の増加となり、大変憂慮すべき状況にある。また、全産業に占める割合も29.5%から31.1%に増加した。一方、休業4日以上之死傷災害は、13,849人と前年比で565人（3.9%）の減少となった。

建設業における労働災害を減少させ、建設業が今後も安定的に発展するためには、建設工事に従事する全ての方々が安全で安心して働くことができる職場環境づくりが重要である。

このため、安全衛生教育など従来からの労働災害防止対策に加え、職場環境の変化等に対応しつつ、業界ニーズを踏まえた調査研究や安全衛生意識の共有化など、安全衛生水準の向上を図る取組とともに、リスクアセスメントの確実な実施、労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進、メンタルヘルス対策や化学物質管理への支援等、社会の要請に応じていく必要がある。

さらに、令和6年能登半島地震を始めとする地震や豪雨など、自然災害が多く発生し、今後も継続して復旧・復興工事が実施されることから、工事における安全衛生確保が強く求められている。

2 建設業労働災害防止協会を取り巻く環境と課題

平成4年から平成22年まで減少を続けた建設投資額は、平成23年から増加傾向にあるものの、建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）の会員数は、平成8年の76,073会員をピークにその後減少傾向で推移している。

今後とも、建災防が先頭に立ち、建設業における労働災害を減少させるためには、労働災害防止の効果等のメリットを会員が実感できるよう、会員サービスの充実及び公共工事の発注者等による安全衛生活動の評価の拡大を図ることにより、中小企業・小規模事業者の会員加入を促進し、より多くの事業者に参加意識を促していくことが不可欠である。

建災防の主力事業である教育事業については、感染防止対策を講じつつ開催を進めてきた結果、受講者数は着実に回復しているが、一部の教育は減少している。

また、教育用テキスト等の経費は、物価上昇の影響による製造原価や運送費の上昇も

あり、収益の確保には不透明感が漂う状況となっている。

建災防が自律性を維持し、建設業における労働災害防止活動を積極的に進めるための財政基盤を確立するには、安定的な財源を確保していくことが不可欠である。そのためには、教育研修講座の新たな展開や教材の開発、業界のニーズに即した新規事業の展開、さらに建設業労働安全衛生マネジメントシステム（以下「コスモス」という。）認定事業の一層の推進等について、本部と都道府県支部（以下「支部」という。）が引き続き連携を強化しつつ、併せて、本部と支部（分会を含む。）を挙げて適正な経理処理を進めることが必要である。

なお、国が策定した「第14次労働災害防止計画（計画期間：2023年度～2027年度）」を踏まえ、当協会が策定した「建設業の労働災害防止に関する中期計画と今後の展望（第9次建設業労働災害防止5か年計画）」（以下「第9次計画」という。）では、以下の項目を目標として掲げている。

- ① 計画期間中の死亡災害の平均発生件数を、「第8次建設業労働災害防止5か年計画」（以下「第8次計画」という。）の計画期間中の平均発生件数に対して15%以上減少させる。
- ② 計画期間中の墜落・転落による死亡災害の平均発生件数を、第8次計画期間の平均発生件数に対して15%以上減少させる。
- ③ 計画期間中の死傷災害の平均発生件数を、令和4年の発生件数（新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除く）に対して、5%減少させる。
- ④ 60歳以上の死傷年千人率を令和4年と比較して、令和9年までに減少させる。

本年度は、第9次計画の中間年であり、これらの目標を達成するため、各種事業を積極的に推進する必要がある。

3 事業運営の基本方針

本年度は、第9次計画の中間年であり、同計画の目標達成に向け、以下の項目を重点として積極的な事業運営に取り組むとともに、第9次計画中間年として効果を測定し、その結果を次年度の活動に反映する。

(1) 教育事業の推進

本年度は、本部並びに支部が一体となって、関係行政機関と連携を図りつつ、「建設業における化学物質管理者講習」及び「建築物石綿含有建材調査者講習」の全国展開を図る。

また、質の高い教育を提供できるよう法令改正等の動向を踏まえて教材を適切に見直し、講師スキルアップ研修を実施するとともに、支部に対して教育事業に関する監査を実施するなど、建災防が実施する教育事業の実施体制を整え、安全衛生教育の一層の推進を図る。

(2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の展開

コスモスについては、認定事業場の死傷者総数減少指数が建設業全体より19.4ポイントも減少効果が大いことや公共工事発注者の評価・優遇措置があること等に関して、専門工事業者を含めた建設事業者、公共工事発注機関等に対して広く周知することにより、コスモスの普及・促進及びコスモス認定事業場の拡大を図る。

また、中小規模の建設事業者にコスモス導入を促進するため、中小規模建設事業場向けの「コンパクトコスモス」の普及拡大を図る。

(3) 安全衛生意識の高揚並びに安全衛生管理ノウハウ等の共有化の推進

安全衛生管理等のノウハウや最新情報を共有することで、建設業界全体の安全衛生水準の向上や安全衛生意識の高揚を図ることを目的に、兵庫県において第62回全国建設業労働災害防止大会（以下「全国大会」という。）を開催する。

また、第9次計画の目標達成に向けて作成する「令和7年度建設業労働災害防止対策実施事項」（以下「7年度実施事項」という。）を継続的に周知・徹底するとともに、全国安全週間や全国労働衛生週間等の各週間・強調期間においては、会員等が週間、期間中に行うべき安全衛生活動を取りまとめた実施要領等を作成し、会員企業等に情報提供する。さらに、安全衛生管理に係る最新情報については、タイムリーに広報誌「建設の安全」や本部ホームページで発信する。

加えて、近年のデジタル化の進展を踏まえ、安全衛生管理ノウハウや最新技術の提供・発信方法等広報活動のあり方についても検討する。

(4) 安全衛生教育用教材・用品の新規開発等と図書・用品販売ECサイトの構築

建設業界のニーズや法令の改正等に迅速に対応し、分かりやすく、使いやすい安全衛生教育用教材・用品や講師用補助教材を新たに開発するとともに、既存の教材・用品についても法令の改正や作業環境の変化に対応するよう迅速に改訂する。

また、「図書・用品販売ECサイト」の構築を進め、本年度中の完成を目指す。

(5) 建設業における労働災害防止のための調査研究・開発

建設業を取り巻く環境の変化に対応した安全衛生活動を推進し、建設工事従事者が働きがいをもって入職できる安心・安全な就労環境を確保するため、行政機関（厚生労働省）の動きや建設業界のニーズ等を踏まえ、安全衛生水準の向上に資する調査研究・開発を実施する。

特に、建設業における高年齢就労者の労働災害防止のための対策に関する調査研究事業に重点的に取り組む。

(6) 専門家による技術指導・支援

中小建設事業者を中心とした、自主的安全衛生活動を促進するため、安全・衛生管理士による技術指導や支援、安全指導者による安全パトロール、建設業メンタルヘル

ス対策アドバイザーによる研修会や指導等を実施する。

特に、安全・衛生管理士による技術指導に当たっては、第9次計画に基づく実施事項、法令等の改正内容など最新情報の提供、助言指導などを行えるよう、活動の活性化を図る。

(7) 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業

労働災害発生の一層の減少が必要な専門工事業者及び中小建設業者の自主的な安全衛生活動を活性化させるため、専門工事業者等を会員とする団体や行政機関（厚生労働省）と連携し、支部を通じて専門工事業者等に対して技術的な支援等を実施する。

(8) ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業

ずい道等建設労働者健康情報管理システムについては、事業者が事業場情報、ずい道等建設労働者の健康診断情報等をより登録しやすい環境を整備するためのプログラム改修を進める。

また、全てのずい道等建設労働者の健康診断情報等の登録を促進するため、ずい道等建設工事の発注者とも連携を図りつつ、事業者や元請を対象とした説明会の開催、業界紙等への広告掲載、ずい道等建設事業場へのポスター、リーフレット等の配布等を通じて本事業の周知と理解の促進に取り組む。

(9) 高度安全機械等導入支援補助金事業

国（厚生労働省）では、令和4年度より、建設現場の車両系建設機械等に関して、人を感知して自動的に機械を停止する装置（近接センサー）等高度な安全機械等（高度安全機械等）を有する機械を導入する中小事業者に対して、その経費の一部を補助する「高度安全機械等導入支援補助金事業」を実施している。

令和7年度においては、補助対象の建設機械に「締固め機械」が追加され、より申請の増加が見込まれるが、令和6年度に引き続き4月早々から補助金申請受付を開始することに加えて、広報活動を積極的に行いつつ、事務処理の効率化を図ることにより、補助金事業をより一層活性化させることとする。

(10) 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

近年、日本各地で豪雨、台風、地震等による自然災害が発生し、多くの復旧・復興工事や防災・減災工事が行われているが、当該工事における安全衛生確保が大きな課題となっている。

このため、「自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業」として安全衛生専門家による現場指導、安全衛生教育等の支援を全国的に展開するなどにより、労働災害防止対策の一層の徹底を図る。

(11) 建設業における化学物質のばく露防止対策事業

令和6年4月に全面施行された化学物質の自律的管理への対応に向け、化学物質を取り扱う事業場が適切に対応できるよう、作業別マニュアル等の普及、拡充を図るとともに、化学物質、保護具等に関する必要な情報収集、事業場への相談支援等を行う。

(12) その他

諸外国の安全衛生情報を収集するとともに、国際協力を推進する。

II 主要事業の概要と活動計画

1 教育事業

本部では、質の高い安全衛生教育等を提供できるよう法令改正等の動向を踏まえて教材を適切に見直し、講師スキルアップ研修を実施する。なお、定員を超える受講申込みがある場合、受講希望者の受講機会を失わせることがないよう、受講ニーズに応ずるためWEB会議システムを利用したサテライト方式によるオンライン教育の実施又は講習会場を広い会場に変更することにより、受講機会の確保を図る。また、支部に対して教育事業に関する監査を計画的に実施する。

支部では、受講ニーズを踏まえ、関係行政機関と連携を図りつつ、化学物質管理者講習に準ずる講習に位置付けた「建設業における化学物質管理者講習」及び「建築物石綿含有建材調査者講習」を開催するとともに、労働安全衛生関係法令に定められている各種技能講習、特別教育等を開催する。

建設業安全衛生教育センターでは、建設業界の動向や国の施策に沿って、「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座（新CFT講座）」及び「ずい道等救護技術管理者研修」を軸とした講座を開催する。また、米海軍極東施設技術部隊からの要請を踏まえて開催している、米軍基地内で建設工事を行う場合に必要な「現場安全衛生担当責任者：SSH0」の資格を取得するための建設技術者安全衛生管理講座である「所長コース」や「工事主任コース」と5年再教育講座の「SSH0リフレッシャーコース」、その他「墜落保護担当責任者（CP）コース」も開催する。

なお、受講生を増やすため、コスモス認定企業のうち地方ゼネコンのほか建災防賛助会員となっている団体に出向き、教育センターをPRする。企業・団体からの要請を増やし、単独講座の開催にも対応する。

(1) 本部教育推進部で実施する講座

① 教育講座数

支部及び各企業等が実施する各種教育研修のための講師養成講座を開催し、講師として特別教育等を効果的に行うための技法や講師として必要な知識等を付与する。

令和7年度 本部教育推進部で実施する教育講座		
18 講座	49 回	2,665 名

ア 特別教育の講師養成講座

- (ア) アーク溶接等特別教育講師養成講座
- (イ) 足場の組立て等の業務に係る特別教育講師養成講座
- (ウ) 石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座
- (エ) 酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座
- (オ) 自由研削砥石（グラインダ）特別教育講師養成講座

- (カ) 低圧電気取扱い業務従事者特別教育講師養成講座
- (キ) フルハーネス型安全帯使用作業特別教育講師養成講座
- (ク) 巻上げ機（ウインチ）特別教育講師養成講座
- (ケ) ローラー特別教育講師養成講座
- イ 特別教育に準じた教育の講師養成講座
 - (ア) チェーンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習
 - (イ) 丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座
 - (ウ) 有機溶剤業務管理者講習
- ウ 通達に基づく教育の講師養成講座
 - 建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修講師養成講座
- エ その他の講師養成講座等
 - (ア) 建設業安全衛生推進者（初任時教育）講師養成講座
 - (イ) 建設工場の職場環境改善実施担当者講習講師養成講座
 - (ウ) 現場管理者統括管理講習講師養成講座
 - (エ) 建設業における化学物質管理者講習要点説明会〈支部対象〉
 - (オ) 工作物対応を盛り込んだ「建築物石綿含有建材調査者講習」支部講師要点説明会〈支部対象〉

② 支部教育事業の支援

工作物対応を盛り込んで「建築物石綿含有建材調査者講習」支部講師（一般）に係る実施要領、講師用指導要領及び講師用視聴覚教材（パワーポイント）を改訂し、講習の実施体制を構築する。

また、支部が実施する技能講習等の実施状況を踏まえ、必要に応じて講師の指導用教材の充実を図るとともに、運営状況等を本部が監査し、指導するとともに、より質の高い教育を提供できるよう支援する。

③ 講師スキルアップ研修の開催

建災防本部の各種研修、講座においてより質の高い教育を受講者に提供するため、教育推進部及び建設業安全衛生教育センターの講師に対して、最新の安全衛生情報を共有し、建災防講師業務に役立てることを目的に開催する。

本年度は、本研修と建災防セーフティエキスパート連絡会議を合同開催する。

(2) 建設業安全衛生教育センターで実施する講座

企業における安全衛生管理に必要な人材の育成の場として、国家資格取得のための教育講座や企業内の安全衛生担当者向けの教育講座等を開催する。

令和7年度 教育センターで実施する教育講座		
21 講座	92 回	1,290 名

- ア ずい道等救護技術管理者研修
- イ 職長・安全衛生責任者教育講師養成講座
 - (ア) 新 CFT 講座（4 日間コース）
 - (イ) 新 CFT 講座（5 日間コース）
 - (ウ) 新 CFT 講座（5 日間コース・大阪）
- ウ 建設業安全衛生管理専門講座
（総合工事業者店社安全衛生スタッフコース）
- エ 建設技術者安全衛生管理講座
 - (ア) 所長コース（SSH0 資格認定講座）
 - (イ) 所長コース（SSH0 資格認定講座）（JFE 出張講座 3 地区）
 - (ウ) 工事主任コース（SSH0 資格認定講座）
 - (エ) 工事主任コース（SSH0 資格認定講座）（横須賀・福岡・沖縄）
 - (オ) SSH0 リフレッシュャーコース（5 年再教育講座）
 - (カ) SSH0 リフレッシュャーコース（5 年再教育講座）（横須賀・福岡・沖縄）
 - (キ) 墜落保護担当責任者（CP）コース
- オ 建設業労働安全衛生マネジメントシステム研修講座（COHSMS 講座）
 - (ア) 構築・認定担当者研修講座
 - (イ) 内部システム監査担当者研修講座
- カ 建設技術者安全衛生講座（工事計画参画者コース）
 - (ア) 鋼橋架設工事コース
 - (イ) 地山の掘削工事コース
 - (ウ) ビル建築工事コース
 - (エ) 圧気工事コース
 - (オ) トンネル工事コース
 - (カ) PC 橋架設工事コース
- キ 再圧室操作業務従事者特別教育指導員（インストラクター）講座
- ク 建設業労働衛生管理講座（粉じん対策・インストラクターコース）
- ケ 労働安全衛生関係法令講座
- コ 技能講習講師レベルアップ講座＜支部対象＞
 - (ア) 地山の掘削及び土止め支保工講師レベルアップ講座
 - (イ) 足場の組立て等講師レベルアップ講座
 - (ウ) 型枠支保工の組立て等講師レベルアップ講座
- サ 建設従事者教育講師養成講座＜支部対象＞

2 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）推進事業

経営トップのリーダーシップのもとに従業員等の関係者が一体となって自主的に安全衛生管理を組織的かつ継続的に推進することを目的とした「コスモスガイドライン」に基づくコスモスを構築し、運用することは、建設事業場における安全衛生水準の向上、労働災害の防止に資するものであり、コスモスを広く普及し、これを適切に運用する建設事業場の拡大を推進する。

(1) コスモスの普及促進

- ① コスモスを一層周知し、その重要性、必要性等の啓発を図るため、建設事業者、公共工事発注機関等を対象としたオンラインによる全国的な説明会を開催する。
- ② 全国大会におけるコスモス部会及び認定企業間の運用上の課題、好事例等の情報共有、情報交換を目的としたコスモスレベルアップミーティングを開催する。
- ③ 個々の企業に応じたコスモスのマニュアル等の作成などシステム構築、運用の支援サービスを提供し、個別相談には丁寧に対応する。
- ④ コスモスの普及に効果的な建設事業場等焦点を絞り、個々の企業に対して導入を働きかける。
- ⑤ (一社)日本規格協会が開催する委員会に参画し、労働安全衛生マネジメントシステムに関連する国際標準化の動向等の情報を収集する。

(2) コスモスの適正・厳正な認定

- ① コスモスの導入に向けて認定申請を行う建設事業場に対して、調査の資格を有する評価者による書面調査、実地調査等を適正に実施する。
その結果については、外部有識者から構成される認定審査会に諮り、調査結果の客観性、公正性を審議した上で、認定の可否を決定するなど厳正な認定を行う。
- ② 年間の審査件数は、新規認定、更新認定を合わせて70件程度を目指す。また、年度末の認定企業数は、対前年比で純増を目指す。

3 安全衛生意識の高揚並びに安全衛生管理ノウハウ等の共有化の推進

令和7年度は、兵庫県において全国大会を開催するとともに、第9次計画、7年度実施事項、各週間・強調期間の実施要領及び墜落・転落災害撲滅キャンペーン等については、冊子やリーフレットにより情報を提供し、電子データを本部ホームページに掲載する。

また、近年のデジタル化の進展を踏まえ、安全衛生管理に係る情報・ノウハウ等の提供・発信方法を検討する。

(1) 全国大会の開催

- ① 全国大会（兵庫大会）の開催

現地開催とオンデマンド配信を行うハイブリッド方式による全国大会を開催する。
また、全国大会2日目の専門部会において、阪神・淡路大震災の発生から30年目に当たること、近年自然災害が多発していることから、各部会において通常の論文に加え、復旧・復興工事等に係る労働災害防止に関する論文発表を行う。

さらに、過去の自然災害及び対応を風化させずに教訓として、今後の防災・減災に活かすとともに、自然災害の発生に係る建設業としての対応や活動の参考となるような好事例を共有化することにより建設業界の発展に寄与することを目的とした「自然災害部会」を新設する。

加えて、大会参加者に配布している資料集については、ペーパーレス・デジタル化を推進する。

ア 準備

(ア) 式典部会、専門部会（建築部会、土木部会、安全衛生教育部会、低層住宅部会、コスモス部会、自然災害部会）を設置し、必要に応じて部会毎に委員会を開催する。

(イ) 合同実行委員会

イ 広告

(ア) 広報誌への掲載

(イ) リーフレット（2種）の作成・配布

(ウ) ポスターの作成・配布

(エ) 案内書の作成・配布

(オ) 本部ホームページに掲載

(カ) 新聞広告

(キ) Yahoo!等のデジタル広告

ウ 概要

(ア) 総合集会

令和7年10月2日(木) ワールド記念ホール

安全衛生表彰委員会及び顕彰基金運営委員会において選出された個人・企業・団体に対する表彰・顕彰、安全の誓い、講演等を行う。

(イ) 専門部会

令和7年10月3日(金) 神戸国際展示場

基本部会である建築部会、土木部会、安全衛生教育部会、低層住宅部会、コスモス部会において通常の発表に加え、復旧・復興工事における労働災害防止に関する論文発表も行う。

また、「自然災害部会」を新設し、講演会等を開催する。

(ウ) 安全衛生保護具・測定機器・安全標識等展示会

令和7年10月2日(木)・3日(金) 神戸国際展示場

(エ) 危険体感デモンストレーションの実施

危険体感デモトラックを配置し、来場者に実際に危険を体感してもらうこと

により、危険感受性の向上を図る。

(オ) 阪神・淡路大震災企画展

10月2日（木）・3日（金）神戸国際展示場2号館ロビーにおいて、阪神・淡路大震災に係る写真パネル展示等を行う。

(カ) オンデマンド配信

本部ホームページ内の専用ページにおいて、総合集会及び専門部会をオンデマンド配信する。

② 第63回全国建設業労働災害防止（新潟）大会以降の準備

開催地支部関係者との打合せ、会場設備等の確認などの事前準備を行う。

(2) 表彰・顕彰

建設業における労働災害防止に著しく貢献した個人、企業、団体を全国建設業労働災害防止大会において表彰するために、安全衛生表彰委員会を開催し、受賞者を選考する。

また、建設工事の安全・衛生に係る発明、研究などにより建設業の労働災害防止に顕著な貢献が期待できる作品を募集し、顕彰基金運営委員会が応募作品を審査・選考し、同大会で表彰・展示する。

(3) 全国大会の今後のあり方検討会等の開催

次年度以降の全国建設業労働災害防止大会のあり方について、時代や社会状況、業界ニーズ等にマッチし、学生を含め幅広い人々に参加してもらえる全国大会を目指して検討する。

(4) 各種キャンペーンの展開と安全衛生管理ノウハウ等の共有化の推進

会員及び建災防が実施すべき安全衛生活動の具体的な取組に必要な情報を提供するツールとして、第9次計画、7年度実施事項、各週間・強調期間実施要領、墜落・転落災害撲滅キャンペーン等に係るリーフレット等を作成するとともに、最新情報は広報誌「建設の安全」、本部ホームページ等を活用して、関係者間の情報共有を推進する。

① 広報企画委員会の開催

広報企画委員会を開催し、実施事項や各実施要領の内容、効果的な周知方法等を検討する。

② 広報編集委員会の開催

広報編集委員会を開催し、広報誌「建設の安全」の年間の編集方針等を検討する。

③ 安全衛生活動に必要なリーフレット等の配布及び電子媒体での提供

安全衛生活動に必要なリーフレットを配布するとともに、建設業労働災害防止規程（以下「災防規程」という。）、第9次計画、7年度実施事項、各週間・強調期間の実施要領等を建設企業が入手しやすいように電子データを本部ホームページに掲

載する。

(5) 第9次計画の周知と進捗度の調査

第9次計画を、紙媒体、本部ホームページ等で継続して周知するとともに、Webを活用して第9次計画中間年として効果を測定し、その結果を令和8年度実施事項等に反映する。

(6) 広報活動の合理化、デジタル化についての検討

近年のデジタル化の進展を踏まえ、効率的な安全衛生管理ノウハウや各種キャンペーンのPR、最新情報の提供・発信方法等を検討する。

(7) 安全祈願祭の実施

「全国安全週間」期間中（令和7年7月1日(火)）に明治神宮において、建災防幹部と会員が参加する安全祈願祭を実施する。

4 安全衛生教育用教材・用品の新規開発等と図書・用品販売ECサイトの構築

建設業界のニーズや法令改正等の動向を踏まえつつ迅速に対応し、視覚に訴えた分かりやすい安全衛生教育用テキスト、講師用補助教材及び安全衛生用品の作成を推進する。

また、既存の教材・用品についても法令の改正や作業環境の変化に対応するよう迅速に改訂する。

この他、従前から実施していたホームページ、SNSを活用した安全衛生情報の発信に加え、「図書・用品販売ECサイト」の構築を進め、令和7年度中の完成を目指す。

(1) 法改正等に対応した安全衛生教育用教材・用品の開発・改訂

- ① 工作物対応を盛り込んだ建築物石綿含有建材調査者講習テキスト（改訂版）の作成
- ② その他法令改正、災防規程の変更、技術開発に対応した教材・用品の開発・改訂

(2) 安全衛生教育用教材・用品の販売促進

- ① カタログ、リーフレットなどでの情報提供
- ② ホームページ、SNS等のWEBを活用した情報発信
- ③ 関係団体会報誌への広告掲載
- ④ 新聞社への情報提供

(3) 図書・用品販売ECサイトの構築等

- ① 図書・用品販売に係るECサイトの構築
- ② 顧客データの適切な管理

5 調査研究（開発）事業

建設業を取り巻く環境の変化に対応しつつ、建設工事従事者が働きがいをもって入職できる安心・安全な就労環境を確保するなど、時代のニーズを捉えた安全衛生活動を推進するために、建設業界及び事業者の自主的な安全衛生活動の基礎となり、安全衛生水準の向上に資する調査研究を実施する。

なお、実施に当たっては、行政機関（厚生労働省）の動きや業界ニーズ等を踏まえ、高年齢就労者の労働災害防止の対策に関する調査研究事業に重点的に取り組む。

(1) 安全衛生対策に関する調査研究

- ① 建設業における高年齢就労者の労働災害防止対策に関する検討委員会
- ② 建設業におけるメンタルヘルス対策に関する検討委員会
- ③ 木造家屋等建築工事安全対策委員会
- ④ 保護具等に関する調査研究委員会
- ⑤ 労働災害防止のためのICT活用データベース申請審査委員会

(2) 調査研究成果等に基づく安全衛生指導資料の作成

外部機関における研修、各種会議等、調査研究成果を普及させる機会に利活用が可能な安全衛生指導資料を作成する。

6 専門家による技術指導・支援事業

中小建設工事業者等を対象として、専門家により技術指導・支援、安全パトロール、安全教育・講話等を実施し、自主的な安全衛生活動を促進する。

(1) 安全・衛生管理士による技術指導・支援

中小建設工事業者等を中心として安全衛生水準の向上を図るため、会員事業場、安全衛生協議会等に対して、安全・衛生管理士により、技術指導・支援等として災防規程を踏まえた現場指導や安全衛生教育・講話を実施する。

技術指導に当たっては、第9次計画に基づく実施事項や法令等の改正内容など最新情報を提供し、助言指導すること等により、自主的活動の活性化を図る。

(2) 安全指導者による指導、支援

本部は、会員の中から安全衛生管理活動の専門家として安全指導者を委嘱し、支部や分会に配置して、会員に対する安全パトロールや災防規程の周知徹底を図る。

(3) 建設業安全衛生統括指導者等による安全指導者活動への支援

建設業安全衛生統括指導者を安全指導者の活動が活発な支部に配置し、支部や分会の安全指導者が実施している安全パトロール計画の作成、地域性のある災害等への対

策、安全パトロール時の問題点の抽出、検討等を行うことにより、安全指導者の活動を支援する。

(4) 建設業メンタルヘルス対策アドバイザーによる指導・支援

中小規模建設工事業者等におけるメンタルヘルス対策（建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック、新ヒヤリハット報告）の実施を促進するため、建設業メンタルヘルス対策アドバイザーにより教育研修及び指導・支援を実施するとともに、指導・支援に用いる周知啓発資料等を作成する。

7 中小専門工事業者の安全衛生活動支援事業

専門工事業者及び中小建設業者の安全衛生水準の向上を図るため、本部及び支部が地域性に鑑み選定した専門工事業者団体等と協力体制を構築し、支部に配置する推進員（専門工事業者等の安全衛生活動支援事業推進員）が専門工事業者団体等に対する技術研修、現場パトロール、店社等に対する個別支援を実施することにより、支部の実情を踏まえつつ、自主的な安全衛生活動を支援する。

8 ずい道等建設労働者健康情報管理システムの運用事業

令和6年3月に機器等の更新とクラウドサービスへの移行が完了したずい道システムは現在安定稼働しており、事業者が事業場情報やずい道等建設労働者の健康診断情報等を登録しやすい環境を整備するため、令和7年度はプログラムの改修を進める。

一方、ずい道システムへの健康診断情報等の登録件数は順調に増加しているが、全てのずい道等建設労働者の健康診断情報等を登録するとのずい道システムの構築の目的を達成するためには、更なる健康診断情報等の登録を促進する必要がある。

このため、ずい道等建設工事の発注者とも連携を図りつつ事業者や元請を対象とした説明会を開催するとともに、業界紙等に広告を掲載してずい道システムへの理解を深めるほか、対象となるずい道等建設労働者に対しては、建設中のずい道等の建設事業場にポスターやリーフレット等を配布することにより、ずい道システムの周知と理解を促進するよう広報活動に取り組む。

9 高度安全機械等導入支援補助金事業

建設現場の車両系建設機械等については、人を感知して自動的に機械を停止する装置（近接センサー）等高度な安全機械等（高度安全機械等）を有する機械の開発が進められていることから、これらの活用により労働災害の防止を推進していくことが求められている。しかしながら、中小事業者にあっては、資力の乏しさから、これらの導入が困難であるため、令和4年度から建災防が国（厚生労働省）の補助事業者として、「油圧

ショベル、ホイールローダーの安全装置及び積載形トラッククレーン過負荷防止装置」の購入、改修に要する経費の一部を補助する事業を実施している。

令和7年度においては、補助対象の建設機械に「締固め機械」が追加され、より申請の増加が見込まれるが、令和6年度に引き続き4月早々から補助金申請受付を開始することに加えて、年度当初から新聞・ラジオ等を活用した積極的な広報を展開するほか、建設機械展示会(CSPI-EXPO)への出展等によって直接申請対象企業にアプローチすること等により申請の機運の醸成を図りつつ、申請方法の電子化を促進（交付決定通知や支給額決定通知をPDFでメール送付する。）して、事務処理の効率化を図ることにより、より多くの補助金申請を受け付け、中小事業者による労働災害防止活動の推進を支援することとする。

10 自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

近年、日本各地で豪雨、台風、地震等による自然災害が発生し、多くの復旧・復興工事や防災・減災工事が行われ、また、令和6年能登半島地震からの復旧・復興工事も進められているが、これらの工事における安全衛生確保が大きな課題となっている。

このため、「自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業」として、安全衛生専門家による現場指導、基礎的教育及び管理監督者教育などを無料で実施する支援を引き続き全国的に展開することにより、労働災害防止対策の一層の徹底を図る。

なお、令和6年能登半島地震への対応では、現地のニーズ等を踏まえた事業展開として、引き続き地元建設業事業者を訪問しての安全衛生アドバイス支援、安全衛生関係資料のウェブサイトでの提供、事業周知を兼ねた支援物資の配布などを行うが、併せてこれらの支援手法を全国に広げることにより、より効果的な事業の展開を図る。

11 建設業における化学物質のばく露防止対策事業

化学物質を取り扱う建設事業者において化学物質の管理を円滑に行うためには事業者が実施可能な具体的な化学物質のばく露防止対策を丁寧に示していく必要がある。このため、令和6年4月に全面施行された化学物質の自律的管理への対応に向け、今後、リスクアセスメント対象物質が増加することから、現場で取り扱われる化学物質のばく露実態に基づく作業別マニュアルの作成等の調査研究、説明会等によるマニュアルの普及、化学物質・個人用保護具に関する必要な情報収集、事業者への相談支援等の対応を行う。

12 その他

(1) 国際協力

海外の国や地域、JICA（国際協力機構）や中央労働災害防止協会等の団体及び会員等からの要請に基づき海外からの視察団、研修員等の受入れに協力する。

また、海外の建設業労働災害防止に関する情報を蓄積し、会員企業等に提供するために、建災防が加入する ISSA（国際社会保障協会 建設部会）等の海外安全衛生団体と情報を交換する。

(2) 安全優良職長厚生労働大臣顕彰者の推薦

厚生労働省からの依頼を受け、支部及び関係団体との連携を図り、「安全優良職長厚生労働大臣顕彰」の候補者を選考して推薦する。

(3) 会員加入や安全衛生活動に係る自治体等の優遇措置に関する調査と好事例の共有化

建災防に加入し、安全衛生活動に熱心に取り組んでいる建設企業に対して、公共工事の発注者等が実施している評価・優遇措置に係る実態調査を行うとともに、支部における会員加入証の発行状況等、評価・優遇措置の自治体への働きかけの状況を調査し、本部ホームページに最新データを公開する。

また、支部の会員規程及び会費規程、会費徴収基準や会員・非会員別の死亡災害発生状況の調査を実施する。

さらに、これらの調査結果を踏まえ、会員サービスの充実や加入促進を図るための方策について、支部と一体となって検討するとともに、好事例を収集し、事務局長会議で紹介することにより共有化を推進する。

Ⅲ 効率的な事業運営体制の整備等

各種事業のなお一層の効果的、効率的な展開を進めるため、業務処理体制の整備、本部と支部との連携、情報発信能力等の強化と併せて、デジタル化等の推進、会員ニーズ等を踏まえた事業拡大等に積極的に取り組む。

1 体制の整備

- (1) 本部・支部活動の連携
- (2) 関係行政機関等との連携
- (3) 会員及び報道関係機関等への情報発信の強化
- (4) 技能講習に関する支部への監査の実施
- (5) 理事会、総代会等の決定事項を踏まえた対応
- (6) 建災防セーフティエキスパートの活用と支援

2 事業の効率的運営

建災防の事業運営に当たっては、本部・支部の全職員が経費の節減に取り組むとともに、業務合理化及びデジタル化（ICT化）に積極的取り組み、効率的な運営に努める。

また、本部の基幹システムの更新等に適切に対応しつつ、円滑な運用を進め、効率的なシステムの活用に努める。

3 業務実績評価を踏まえた事業の改善等

業務実績は、参与会に対して令和6年度事業実績の評価を諮問し、その評価結果を踏まえ、各事業の改善・見直し等を的確に行う。また、監事による監査は、その結果に基づき迅速に必要な改善措置を講ずる。

4 内部監査

第二次内部監査実施計画（令和5年度～令和9年度）に基づき、各支部に対する実地監査を計画的に実施する。

重点実施項目は、前回会計監査の是正状況、業務委託契約の締結の検討等、インボイス制度、電子帳簿保存法への対応状況等とし、各支部の会計経理が適正に処理されているか会計監査を主体に実施する。

5 個人情報保護に関するコンプライアンス等

建災防が保有する個人、企業に関係する重要情報については、個人情報の保護に関す

る法律及びその他の法令を遵守し、管理の徹底を図る。

6 業務のデジタル化の推進及び情報セキュリティ対策の強化

(1) 本部基幹情報システムの検討及び構築等

令和3年度から稼働している本部基幹情報システムの更改について、政府が推奨している「クラウド・バイ・デフォルト原則」及び「スマートなクラウド利用」の方針に基づき、令和7年度末までに、建災防の業務を安全かつ効率的に行うための本部基幹情報システムを検討し、構築する。

(2) 情報セキュリティ対策の強化

情報セキュリティに関しては、継続的に「建設業労働災害防止協会情報セキュリティポリシー」に沿って対応するよう徹底するとともに、職員向け情報セキュリティ教育の実施により、職員個人の情報セキュリティ意識の向上を図る。

参考 令和7年度 主要行事予定表

	主要行事予定	備 考
4 月		
5 月	STOP!熱中症クールワークキャンペーン（5月1日～9月30日） 監事監査	
6 月	正副会長会・常任理事会・理事会・総代会（6月11日） 全国安全週間準備期間（6月1日～30日）	於：品川プリンスホテル
7 月	安全祈願祭（7月1日） 全国安全週間（7月1日～7日） 第1回参加会	於：明治神宮
8 月	墜落・転落災害撲滅キャンペーン（8月1日～9月10日）	
9 月	全国労働衛生週間準備期間（9月1日～30日） 正副会長会・常任理事会（9月24日）	於：東京プリンスホテル
10 月	全国労働衛生週間（10月1日～7日） 全国建設業労働災害防止大会（兵庫大会）（10月2日・3日）	於：ワールド記念ホール他
11 月		
12 月	建設業年末年始労働災害防止強調期間（12月1日～1月15日） 第2回参加会	
1 月		
2 月	化学物質管理強調月間（2月1日～28日）	
3 月	建設業年度末労働災害防止強調月間（3月1日～31日） 正副会長会・常任理事会・理事会	

※ そのほか「建設業における労働災害防止の重点対策に関する意見交換会」、「建設業における労働災害防止活動を一層推進するための特別委員会」等を開催することがある。

支部事業計画

令和7年度事業計画に基づき、支部と本部が緊密に連携を取りながら事業の推進を図ることとする。

「建設業における化学物質管理者講習」及び「建築物石綿含有建材調査者講習」を関係行政機関と連携を取りながら開催するとともに、受講ニーズの高い「足場の組立て等作業主任者技能講習」を積極的に開催するなど、各種の技能講習、特別教育や安全衛生教育を推進する。

また、受講ニーズを踏まえ、工作物対応を取り入れた「建築物石綿含有建材調査者講習」の実施体制を整備する。

(1) 技能講習等資格制度の広報活動

資格制度及び取得方法についての広報活動を行う。

(2) 法令・労働災害防止計画・災防規程の周知徹底

- ① 法令周知説明会の開催
- ② 「災防規程」の周知徹底
- ③ 「第9次計画」及び同計画の目標達成のために策定した令和7年度の「実施事項」に基づく労働災害防止対策の周知徹底
- ④ 「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」の周知徹底
- ⑤ 「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の周知徹底

(3) 大会・月間・週間等

- ① 支部労働災害防止大会の開催
- ② 全国安全週間・全国労働衛生週間中の行事の実施
- ③ 建設業年末年始労働災害防止強調期間中の行事の実施
- ④ 建設業年度末労働災害防止強調月間中の行事の実施

(4) 現場指導等

- ① 安全指導者等による安全パトロールの実施
- ② 優良事業場の見学・研究会の開催
- ③ 災害事例の検討・防止対策研究会の開催
- ④ 中小総合工事業者、専門工事業者との連携による労働災害防止対策の普及・定着

(5) コスモスの推進

- ① 「コスモス」及び「コンパクトコスモス」の周知
- ② コスモス導入企業への支援
- ③ 発注者等への優遇措置導入への働きかけの促進

(6) 教育

① 作業主任者等技能講習等

- ア 足場の組立て等作業主任者
- イ 石綿作業主任者
- ウ 型枠支保工の組立等作業主任者
- エ 金属アーク溶接等作業主任者限定
- オ 建築物石綿含有建材調査者講習
- カ 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者
- キ 鋼橋架設等作業主任者
- ク 工作物石綿事前調査者講習
- ケ 高所作業車（10メートル以上）運転業務
- コ コンクリート橋架設等作業主任者
- サ コンクリート造の工作物の解体等作業主任者
- シ 小型移動式クレーン（1トン以上5トン未満）運転業務等
- ス 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- セ 車両系建設機械（解体用3トン以上）運転業務
- ソ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用3トン以上）運転業務
- タ 地山の掘削及び土止め支保工作業主任者
- チ ずい道等の掘削等作業主任者
- ツ ずい道等の覆工作業主任者
- テ 玉掛け（1トン以上）業務
- ト 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
- ナ 不整地運搬車（1トン以上）運転業務
- ニ 木造建築物の組立て等作業主任者
- ヌ 有機溶剤作業主任者

② 特別教育等

- ア 特別教育
- (ア) アーク溶接等業務
- (イ) 足場の組立て等の業務
- (ウ) 石綿取扱い作業に係る業務
- (エ) 小型車両系建設機械（解体用3トン未満）運転業務
- (オ) 小型車両系建設機械（締固め用）運転業務
- (カ) 小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用3トン未満）運転業務
- (キ) 高所作業車運転業務（10メートル未満）
- (ク) 酸素欠乏・硫化水素危険作業に係る業務
- (ケ) 自由研削砥石（グラインダ）取替え等の業務
- (コ) 電気取扱作業（低圧）に係る業務
- (サ) フルハーネス型安全带使用作業
- (シ) 巻上げ機（ウインチ）運転業務
- (ス) ロープ高所作業に係る業務
- (セ) テールゲートリフターの操作の業務

イ 特別教育に準じた教育

- (ア) 刈払機取扱い業務
- (イ) 振動工具取扱作業従事者教育
- (ウ) 丸のこ等取扱い作業従事者教育 など

③ 事業者によって実施する安全衛生教育等

- ア 足場の組立て等作業主任者能力向上教育
- イ 安全衛生推進者能力向上教育（初任時）
- ウ 安全管理者選任時研修
- エ 建設業における化学物質管理者講習
- オ 建設工事の職場環境改善実施担当者講習
- カ 建設従事者教育（6時間教育）
- キ 現場管理者統括管理講習
- ク 斜面の点検者に対する安全教育
- ケ 車両系建設機械整地等運転業務従事者（再教育）
- コ 職長・安全衛生責任者教育
- サ 職長・安全衛生責任者能力向上教育
- シ 総合工事業者のためのリスクアセスメント研修
- ス 施工管理者等のための足場点検実務者研修
- セ 玉掛け業務従事者（再教育）
- ソ 統括安全衛生責任者教育
- タ 熱中症予防作業員教育
- チ 熱中症予防指導員・管理者研修
- ツ 木造建築物解体工事作業指揮者教育